

大阪市人権啓発マスコットキャラクター「にっこりーな」使用要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大阪市人権啓発マスコットキャラクター（以下「マスコット」という。）を使用する場合の取扱に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 マスコットのデザインは別図のとおりとし、名称は「大阪市人権啓発マスコットキャラクターにっこりーな」とする。

(使用条件)

第3条 マスコットの使用については、次の要件のすべてを満たすことを条件とする。

- (1) 人権に関する事業、又は人権に関する広報・PRを目的とすること
- (2) 名称「人権啓発マスコットキャラクターにっこりーな」を明示すること
- (3) 法令及び公序良俗に反しないこと
- (4) 定められたデザイン及び色を正しく使用すること
- (5) 営利を目的としないこと
- (6) 商標登録出願等を行わないこと
- (7) 政治及び宗教活動を目的としないこと
- (8) 特定の個人又は団体・企業の利益を目的としないこと
- (9) 大阪市が実施する事業、又は支援等を行う事業を妨げないこと
- (10) マスコットを頒布品、印刷物などの配布物に使用する場合には、原則として無償のものに限る。ただし、第1号の目的に合致する使用において、有償とする正当な理由がある場合には、大阪市人権啓発・相談センター所長が了承した場合に限り有償を可能とする。
- (11) その他、マスコットのイメージを損なうような使用をしないこと

(使用届)

第4条 マスコットの使用を行おうとする者は、事前に大阪市人権啓発マスコットキャラクター「にっこりーな」使用届（様式第1号）を、大阪市人権啓発・相談センター所長あて届け出るものとする。

(使用料)

第5条 マスコットの使用料については、無料とする。

(使用の差止め等)

第6条 大阪市人権啓発・相談センター所長は、マスコットの使用に関し、第3条に規定する使用条件に反する使用が認められた場合、その使用を差し止めることができる。

- 2 前項の使用の差止め等については、その理由を明記した大阪市人権啓発マスコットキャラクター「にっこりーな」使用差止通知書（様式第2号）により通知する。
- 3 第1項及び前項の規定により使用の差止め等を通知された者は、当該届け出により作成された物品等をいかなる場合であっても使用してはならない。
- 4 大阪市は、使用の差止め等により生じた損害について、賠償する責任を一切負わない。

(権利の帰属)

第7条 マスコットに関する一切の権利は、大阪市に帰属する。

(管理)

第8条 マスコットの管理は、大阪市人権啓発・相談センターにおいて行う。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、マスコットの使用に関して必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

大阪市人権啓発マスコットキャラクター

「にっこりーな」

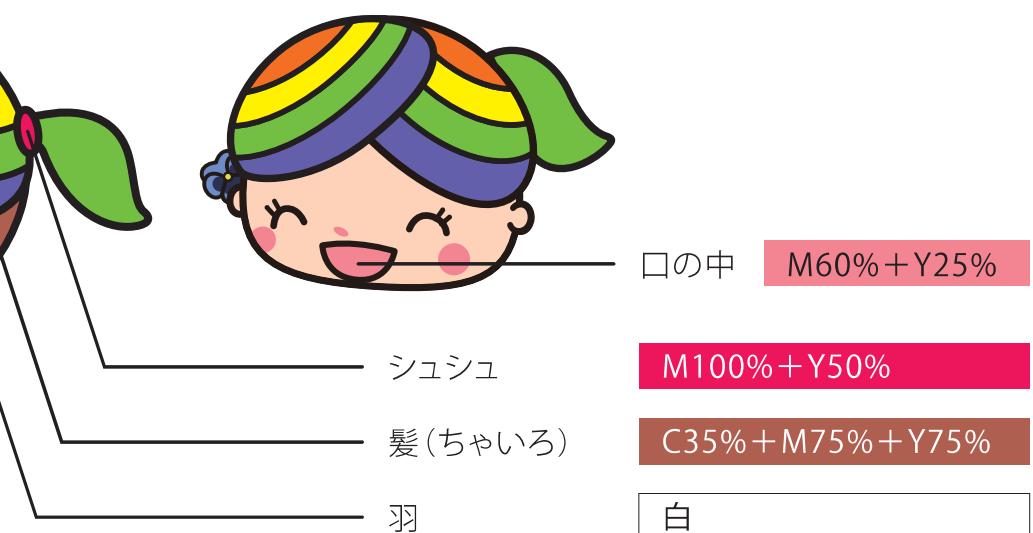
色見本 (CMYK)



花(中心) Y100%

花(濃い部分) C100%+M100%+Y60%

花(薄い部分) C60%+M40%



大阪市 人権啓発マスコットキャラクター
「にっこりーな」
基本ポーズ



大阪市人権啓発マスコットキャラクター

「にっこりーな」

喜ぶポーズ



大阪市人権啓発マスコットキャラクター
「にっこりーな」
悲しむポーズ



大阪市 人権啓発マスコットキャラクター
「にっこりーな」
怒ったポーズ



■にっこりーな バリエーション

1 大工仕事



2 子ども



3 高齢者



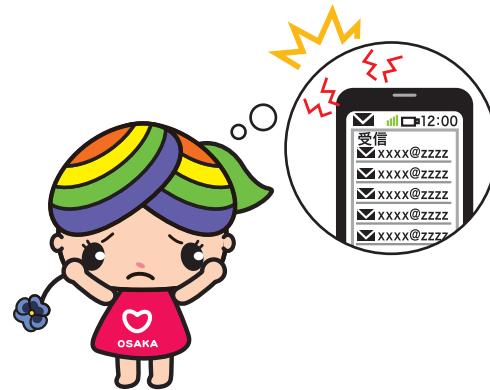
4 障がいのある人



5 外国籍住民



6 個人情報



7 いじめ



8 就職差別



9 インターネット



10 人身取引



11 災害弱者



12 春



■にっこりーな バリエーション

13 夏



14 秋



15 冬



16 新年（お正月）



17 バレンタイン



18 ひな祭り



19 入学式



20 こどもの日



21 梅雨



22 七夕



23 夏祭り



24 お月見



■にっこりーな バリエーション

25 運動会



26 遠足



27 雪あそび



28 緑化



29 防災



30 大そうじ



31 アンケート



32 市民表彰



33 講演会



34 学習会



35 うがい



36 手洗い



■にっこりーな バリエーション

37 健康診断



38 福祉



39 子育て



40 読書



41 指揮者



42 絵画



43 呼びかけ



44 お知らせ 1



45 お知らせ 2



46 イメージ



47 禁止



48 グッド



■にっこりーな バリエーション

49 相談



50 仕事



(受付日付)

(様式第1号)

大阪市人権啓発マスコットキャラクター「にっこりーな」使用届

令和 年 月 日

大阪市人権啓発・相談センター所長 あて

住 所 〒

商号又は名称

代表者職氏名

大阪市人権啓発マスコットキャラクター「にっこりーな」を使用したいので、次のとおり届け出します。また、使用にあたっては大阪市人権啓発マスコットキャラクター「にっこりーな」使用要綱を遵守します。

記

事業名及び 使用目的	
使用媒体	印刷物 グッズ等物品 電子媒体(インターネット等) その他()
使用内容	マスコットの使用内容や規格、数量等を記入してください。 使用する媒体のデザイン図案・原稿案又は写真等、使用内容がわかるものを添付してください。
使用期間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日
特記事項	
連絡先	担当者名： 住 所： 電話番号： E-MAIL：

令和 年 月 日

様

人権啓発・相談センター所長

大阪市人権啓発マスコットキャラクター「にっこりーな」使用差止通知書

令和 年 月 日付けで届け出のあった大阪市人権啓発マスコットキャラクター「にっこりーな」の使用については、次の理由により使用を差止めします。
なお、この通知があった日以後、大阪市人権啓発マスコットキャラクター「にっこりーな」は使用できません。

【理由】

《問い合わせ先》
〒550-0012 大阪市西区立売堀4丁目10番18号
阿波座センタービル1階
大阪市人権啓発・相談センター
(担当 :)
TEL : 06-6532-7631 FAX : 06-6532-7640